

---

プロジェクト リース  
項目 重要性に関する定め

---

## I. 本資料の目的

1. 第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）及び第 102 回リース会計専門委員会（2021 年 7 月 16 日開催）においては、本資料「II. 現行のリース適用指針における取扱い」に再掲している現行のリース適用指針における簡便的な取扱いをご説明し、改正リース会計基準において(1)数値基準による簡便的な取扱いを定めることの是非、及び(2)個々の重要性に関する定めについてご意見を伺った。
2. 第 106 回リース会計専門委員会（2021 年 12 月 6 日開催）においては、第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会でのご意見を踏まえた事務局提案を行った。
3. 本日は、第 106 回リース会計専門委員会におけるご意見を踏まえた事務局の提案をお示ししており、ご意見をお伺いしたい。なお、第 106 回リース会計専門委員会におけるご意見への対応は、点線囲みでお示している。
4. また、次の項目についての重要性に関する簡便的な取扱いについては、別途検討を行う予定である。
  - (1) 借手の再リース
  - (2) リースを構成する部分が重要でない場合に契約全体についてリースを構成しない部分とする簡便的な取扱いを採り入れるかどうか
  - (3) 表示及び注記

## II. 現行のリース適用指針における取扱い

### 借手側

5. 現行のリース適用指針は、借手の重要性が乏しい場合の取扱いを次のとおり定めている。
  - (1) リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、未経過リース料の期末

残高が、当該期末残高、有形固定資産の期末残高及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合に、次のいずれかの方法を適用することができる（リース適用指針第31項から第33項）。

- ① リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法
- ② 利息相当額の総額のリース期間中の各期への定額法による配分

(2) 少額リース資産の簡便的な取扱い

- 次のいずれかを満たす取引は、通常の賃貸借処理に準じて会計処理を行うことができる（リース適用指針第34項及び第45項）。

- ① ファイナンス・リースにおいて、重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、（個々のリース物件の）リース料総額が当該基準額（購入時に費用処理することとしている金額）以下のリース取引（リース適用指針第35項(1)及び第46項(1)）
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引（リース適用指針第35項(3)）

(3) 短期のリース取引に関する簡便的な取扱い

- ファイナンス・リース取引のうち、（合意された）リース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借処理に準じて会計処理を行うことができる（リース適用指針第34項、第35項(2)、第45項及び第46項(2)）。

## 貸手側

6. 現行のリース適用指針は、貸手の重要性が乏しい場合の取扱いを次のとおり定めている。

(1) 貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合の処理

- 製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一製品又は商品をリース取引の対象物件としている場合で、リース物件の販売益がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、

当該販売益を利息相当額に含めて処理することができる（リース適用指針第 56 項及び第 66 項）。

(2) 貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が、当該期末残高及び営業債権の期末残高の合計額に占める割合が 10 パーセント未満である場合、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる（リース適用指針第 59 項及び第 60 項）。ただし、リース取引を主たる事業としている企業は、当該簡便的な取扱いは適用できない。

### III. 改正リース会計基準において数値基準による簡便的な取扱いを定めることの是非

#### 企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における議論

7. 第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会においては、現行のリース適用指針における、割合や絶対的数値など数値を基礎とした簡便的な取扱いを改正リース会計基準において設けることに関して、事務局が考えるメリットとデメリットを示した上で、数値基準による簡便的な取扱いを設けることの是非についてのご意見をお伺いした。

#### 事務局の考えるメリット

- (1) リースのように各企業における件数が多い場合、実務上の適用が容易となる。

#### 事務局の考えるデメリット

- (1) 数値基準が一定の比率である場合、一定程度企業の規模を反映するが、数値基準が絶対的数値である場合、会計基準で定めた重要性の閾値が企業の規模等に比して多額である場合、財務諸表の有用性が低下する可能性がある。
- (2) 具体的に定めた数値基準（重要性の閾値）によっては、国際的な会計基準との整合性が一定程度損なわれる可能性がある。

8. これに対し、第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会では、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 原則主義に基づく考え方もある一方で、現行の重要性の定めは深く実務に根付いており、今後多くの企業が改正リース基準に対応する際、コストを軽減するメリットはある。IFRS においても少額の数値基準が示されていることを考慮した上で、広く意見を聞き慎重に議論を進めることが必要と考える。
- (2) 具体的な数値基準とは別に、IFRS 第 16 号 BC86 項にあるような財務諸表に対して重要性がない場合の取扱いについて、改正リース会計基準においても採り入れることを要望する。

**(参考)**

**IFRS 第 16 号 BC85 項**

IASB は、重要性の考慮を IFRS 第 16 号の要求事項に適用することは、それらの考慮を他の基準の要求事項に適用することと違いがないことにも留意した。したがって、IASB は IFRS 第 16 号の中に重要性に関する具体的なガイダンスを示すことはしないと決定した。IASB は、「概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における重要性のガイダンスに依拠することが適切であり、他の基準と整合すると結論を下した。

**IFRS 第 16 号 BC86 項**

重要性のガイダンスを IFRS 第 16 号に含めないというこの決定を行う際に、IASB は、IFRS 第 16 号の認識及び測定 of 要求事項を適用することの影響が財務諸表に対して重要性がない場合には、借手は当該要求事項の適用を要求されないことに留意した。同様に、借手のリース活動が財務諸表に対して重要性があるが、リース負債を割引ベースで測定することの影響に重要性がない場合には、借手はリース負債を割引ベースで測定することを要求されず、その代わりに、例えば、リース負債を割引前のベースで測定できることになる。

**事務局の提案**

9. 前項(1)のご意見にあるように、現行の重要性の数値基準が実務に深く浸透し、企業の適用コスト増加の軽減に資するものとなっていることに鑑み、改正リース会計基準においても数値基準による重要性に基づく簡便的な取扱いを採り入れることが考えられるかどうか。なお、個々の重要性に関する定め of 具体的な検討は、本資料第 11 項以下で行っている。
10. また、本資料第 8 項(2)のご意見にある IFRS 第 16 号 BC86 項のような記載を改正リ

ース会計基準にも含めるべきとする意見については、当該結論の根拠が、IFRS 第 16 号に重要性の具体的なガイダンスを含めないために重要性の一般的な考え方を参照する文脈で記載されていることから、我が国の改正リース会計基準において数値基準に基づく重要性に関する具体的なガイダンスを設ける場合に、このような記載は行わないことが考えられるかどうか。

11. なお、第 106 回リース会計専門委員会においては、本資料第 8 項(2)のご意見が再度聞かれた。前項に記載のとおり、IFRS 第 16 号 BC86 項は一般的な重要性に関する定めを確認しているにすぎず、改正リース会計基準においても、一般的な重要性に関する定めは、同様の記載を行わなくても適用されるものと考えられる。むしろ、記載を行うことにより、一般的な重要性に関する定めとは異なる定めであるとの誤解を招く可能性があるため、一般的な重要性に関する記載は行わないとの提案を変更しないこととしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 9 項から第 11 項に記載した事務局提案について、ご意見をお伺いしたい。

## IV. 個々の重要性に関する定めへの検討

12. 上記の数値を基礎とした簡便的な取扱いを設けることの是非が論点であることを踏まえた上で、以下では個々の重要性に関する定めについて検討する。

### 借手の会計処理

#### (リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い)

##### 企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における議論

13. 第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会においては、(1) 現行のリース適用指針において、所有権移転外ファイナンス・リースについて、未経過リース料の期末残高に重要性が乏しい場合、利子込み法又は利息定額法の簡便的な取扱いが認められていること(本資料第 5 項(1)参照)、並びに(2) IFRS 第 16 号及び Topic 842 のファイナンス・リースにおいて同様の取扱いが設けられていないこと<sup>1</sup>をご説明した上で、改正リース会計基準において同様の取扱いを設けた場合

<sup>1</sup> Topic 842 では、オペレーティング・リースについては、減価償却費と利息費用は区別されず、リース期間にわたり原則として定額でリース料が計上される。

には、次の論点が考えられることをお示しして、ご意見をお伺いした。

- (1) 当該簡便的な取扱いを踏襲し、これまでオペレーティング・リースに分類されていたものにまで広げるか。
- (2) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、数値基準を設けるか、数値基準を設ける場合、どのような数値基準とするか。

14. これに対し、第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会では、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 不動産リースをその他のリースと一緒に重要性を判定すると、現行において簡便的な取扱いが容認されたその他のファイナンス・リースについて、当該取扱いが認められなくなる懸念がある。そのため、例えば不動産リースとその他のリースを分けて重要性を判定するなどの取扱いを設けてはどうか。
- (2) 現行の重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱いは、単体財務諸表を想定したものであり、連結財務諸表における取扱いを明示的に定めてはどうか。

#### 事務局の提案

15. 利子込み法又は利息定額法の簡便的な取扱いは、IFRS 第 16 号及び Topic 842 のファイナンス・リースでは設けられていない取扱いである。しかしながら、これらの簡便的な取扱いは、実務の追加的な負担を軽減することを目的として導入されたものであり、実務において浸透していることから、同様の趣旨の簡便的な取扱いを引き継ぐことが考えられるがどうか。すなわち、未経過リース料の期末残高に重要性が乏しい場合、利子込み法又は利息定額法を認めることが考えられる。

16. なお、第 106 回リース会計専門委員会においては、実務への考慮から本定めを引き継ぐべきであるとするご意見と、利子込み法の会計処理は現在の会計基準全般の考え方と整合しないため本定めを引き継ぐべきではないとする両方のご意見が聞かれたが、重要性に関する取扱いを定める目的が実務における負担への対応であること、また、当該取扱いが強制されないことを重視し、引続き本定めを引き継ぐとする提案を変更しないこととしてはどうか。

17. 現行のリース適用指針において所有権移転外ファイナンス・リースについて認めている簡便的な取扱いは、改正リース会計基準においては、この対象範囲は、これま

でオペレーティング・リースに分類されていたリース及びこれまで所有権移転ファイナンス・リースに分類されていたリースにまで拡大することになると考えられる。

18. また、現行のリース適用指針は、重要性が乏しいかどうかの判断について、絶対値ではなく、次の割合により「企業全体のリース資産総額に重要性が乏しいかどうか」（リース適用指針第 115 項）を判断することとしており、この割合が 10 パーセント未満である場合に重要性が乏しいとされる（リース適用指針第 32 項）。

未経過リース料の期末残高

未経過リース料の期末残高＋有形固定資産の期末残高＋無形固定資産の期末残高

19. 対象範囲の拡大（本資料第 17 項参照）により、改正リース会計基準においては、前項の算式に含まれる項目の範囲は変わることになる。本資料第 14 項(1)の聞かれた意見にあるとおり、不動産のリースと他のリースを分けるべきとの意見が聞かれているところであるが、企業全体に対する影響に基づいて簡便的な取扱いを適用することの可否を判断すべきであると考えられるため、リースの種類によって分けないこととすることが考えられるがどうか。

20. なお、第 106 回リース会計専門委員会においては、本簡便的な取扱いについて、不動産のリースと他のリースを区分すべきとする第 14 項(2)のご意見が再度聞かれた。しかしながら、改正リース会計基準においては、借手の費用配分に単一モデルを提案していることとの整合性から、引続きリースの種類によって分けないこととする提案を変更しないこととしてはどうか。

21. また、数値基準である 10 パーセントについても、変更する理由はないことから、引き継ぐことが考えられるがどうか。

22. さらに、連結財務諸表においては、連結財務諸表の数値で見直すことができる（リース適用指針第 33 項）とする定めを引き継ぐことが考えられるがどうか。

23. なお、第 106 回リース会計専門委員会においては、単体財務諸表において連結財務諸表における数値を基礎として重要性が乏しいかどうかの判断を可能とする簡便的な取扱いを定めてはどうかとのご意見をいただいた。しかしながら、単体財務諸表と連結財務諸表における規模が大きく異なる場合も考慮し、これまで他の会計基準等においてそのような便法を認めてこなかったことから、改正リース会計基準においてもそのような便法は定めないこととしてはどうか。

## ディスカッション・ポイント

本資料第 15 項から第 23 項に記載した事務局提案について、ご意見をお伺いしたい。

### (少額リース資産の簡便的な取扱い)

#### 企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における議論

24. 第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会においては、(1) 現行のリース適用指針において、少額リースについて通常の賃貸借取引に準じた会計処理を認める簡便的な取扱いが設けられていること（本資料第 5 項(2)参照）、(2) IFRS 第 16 号においては、タブレット、パーソナル・コンピュータ、小型の事務所備品、電話機など原資産が新品時に少額であるリース<sup>2</sup>について、リース 1 件ごとに使用権資産及びリース負債を計上せず、リース費用を計上する選択が設けられていること（IFRS 第 16 号第 8 項及び B8 項）、並びに(3) Topic 842 においては同様の免除規定は設けられていないことをご説明した上で、改正リース会計基準において同様の取扱いを設けた場合には、次の論点が考えられることをお示しして、ご意見をお伺いした。

(1) 当該簡便的な取扱いを踏襲し、これまでオペレーティング・リースに分類されていたものにまで広げるか。

(2) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、数値基準を設けるか。数値基準を設ける場合、どのような数値基準とするか。

(3) 現行の 300 万円基準は「リース契約 1 件あたり」としているが、適用する単位をどのように決めるか。さらに、会計方針の選択の単位を設けるか。

25. これに対し、第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会では、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 現行の 300 万円基準では「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」を要件の 1 つとしているため、簡便的な取扱いにより、財務諸表利用者の意思決定に重大な影響を及ぼすことはないと考え。このような要件を定め、かつ重要性に関する閾値を明らかにすることは、企業ごとに重要性を

<sup>2</sup> 2015 年にこの免除に関する決定に至った時点で、IASB は、新品時に 5 千米ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置いていた（IFRS 第 16 号 BC100 項）。



判断する作成者のコスト及び監査上のコストの観点から良いと考える。

- (2) 数値基準による簡便的な取扱いを残すことに賛成する。ただし、結論ありきではなく、例えば300万円基準をオペレーティング・リースに分類されていたものまで上げた場合に、特に捕捉率の観点から問題が生じないか等、精査した上で判断していくというプロセスが必要と考える。
- (3) 財務諸表利用者の立場からは、IFRS第16号における5千米ドルの数値基準に異論はないと考えられるが、この数値基準では、我が国のリースの状況を踏まえた便法としては有用ではないとする意見があるかを確認したい。
- (4) 現行の300万円基準の少額リース資産の便法は、IFRS第16号の便法と適用単位が異なるため、留意が必要である。
- (5) IFRS第16号において少額資産の免除規定に具体的な金額が示されていないことから、当社では、重要性を勘案し300万円に設定している。
- (6) 少額リース資産基準のうちいわゆる300万円基準は、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースを要件としており、通常、不動産リースはそれに該当しないものと考えられる。
- (7) 借手がすべてのリースを資産として計上することを考慮し、改正リース会計基準においても数値基準を用いた重要性に関する定めを設けるべきである。その場合、企業の規模を反映させるため、絶対値ではなく比率を基礎とした定めを設けるべきと考える。

#### 事務局の提案

26. その内容は現行のリース適用指針とは異なるものの、IFRS第16号においても少額リース資産の簡便的な取扱いが認められていることから、改正リース会計基準においても少額リース資産に関する簡便的な取扱いを認めることが考えられるがどうか。
27. 現行のリース適用指針の簡便的な取扱いは所有権移転外ファイナンス・リースについて認めているが、改正リース会計基準においては、この対象範囲は、これまでオペレーティング・リースに分類されていたリース及びこれまで所有権移転ファイナンス・リースに分類されていたリースにまで拡大することになると考えられる。
28. 現行のリース適用指針は、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引について、簡便的な取扱いを認めている。一方、IFRS第16号では、新品時に5千米ドル以下の原資

産についてリース 1 件ごとに簡便的な取扱いを選択適用できるとされている。現行のリース適用指針の簡便的な取扱いと、IFRS 第 16 号の簡便的な取扱いを比較した場合、適用単位、数値、条件が異なるため、どちらの取扱いが広範であるかは一概には言えないと考えられる<sup>3</sup>。

29. 現行のリース適用指針における少額資産の簡便的な取扱いを適用している企業においては、これを継続することを認めることにより、追加的な負担を減らすことができると考えられる。一方、IFRS 基準を任意適用している企業においては、IFRS 第 16 号の簡便的な取扱いを認めることにより、「IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す」方針と整合することになると考えられる。前項のとおり、これらの簡便的な取扱いについては優劣がつけがたいと考えられることから、(連結財務諸表に日本基準を適用しているか、IFRS 基準を任意適用しているかにかかわらず) どちらも会計方針の選択として認めることが考えられるかどうか。
30. なお、これまでオペレーティング・リースに区分されていたリースの捕捉率を算定することはデータの入手可能性から困難であるが、現行のリース適用指針の簡便的な取扱いと、IFRS 第 16 号の簡便的な取扱いのいずれにおいても、これまでオペレーティング・リースに区分されている多くの不動産のリースについて、金額基準の観点からも簡便的な取扱いの対象となるものは多くはないのではないかと考えられる。
31. なお、第 106 回リース会計専門委員会においては、比率を基礎として使用権資産及びリース負債の計上を免除する定めを設けるべきとするご意見をいただいた。しかし、この簡便的な取扱いは、企業の規模との比較ではなく、個別に重要性が高くないリースに対する便法である点は、IFRS 第 16 号もリース適用指針も同じであり、企業の規模との比較での重要性の定めを入れた場合には、財務諸表間の比較可能性を大きく損なう可能性があることから、ご提案の便法は追加しないことが考えられるかどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 26 項から第 31 項に記載した事務局提案について、ご意見をお伺いしたい。

<sup>3</sup> IFRS 第 16 号 B6 項は、例えば、自動車のリースは、新車は通常は少額ではないので、少額資産のリースに該当しないであろうとしている。

**(短期のリース取引に関する簡便的な取扱い)****企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における議論**

32. 第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会においては、(1) 現行のリース適用指針において、(合意された)リース期間が 1 年以内のリースについて通常の賃貸借取引に準じた会計処理を認める簡便的な取扱いが設けられていること(本資料第 5 項(3)参照)、並びに(2)IFRS 第 16 号及び Topic 842 においては、原資産のクラスごとに(IFRS 第 16 号及び Topic 842 が定義する)リース期間が 12 か月以内のリースについて同様の取扱いが設けられていることをご説明した上で、改正リース会計基準において同様の取扱いを設けた場合には、次の論点が考えられることをお示しして、ご意見をお伺いした。

(1) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、判断の基礎とするリース期間について、延長オプションを含んだものとするか。

(2) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、IFRS 第 16 号及び Topic 842 と同様に原資産のクラスごとの会計方針の選択とするか。

33. 第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会においては、この便法に対する具体的な意見は聞かれなかった。

**事務局の提案**

34. 現行のリース適用指針、IFRS 第 16 号及び Topic 842 のいずれにおいても短期(リース期間が 1 年以内)のリースに関する簡便的な取扱いが認められていることから、改正リース会計基準においても短期のリースに関する簡便的な取扱いとして、通常の賃貸借に準じて会計処理を行うことを認める(本資料第 5 項(3))ことが考えられるかどうか。なお、ここでの「リース期間」は、改正リース会計基準の定義に基づくことになると考えられる。

35. なお、第 106 回リース会計専門委員会においては、改正リース会計基準の定義における「リース期間」ではなく、解約不能期間を基礎として簡便的な取扱いの適用対象を決定すべきとご意見をいただいた。しかしながら、改正リース会計基準における使用権資産及びリース負債は、改正リース会計基準における「リース期間」に対応する金額が計上されることとなるため、この定めに対して便法の適用の可否を判断する際には、「リース期間」を基礎とする必要があり、改正リース会計基準における「リース期間」に基づき判断を行うこととする提案を変更しないこととしてはどうか。

36. また、現行のリース適用指針においては、簡便的な取扱いを適用する場合には、すべてのリースについて適用することになると考えられるが、国際的なリース会計基準における取扱いとの整合性を考慮し、改正リース会計基準の下でこの簡便的な取扱いを適用する場合には、原資産を貸借対照表において表示したと仮定したときの勘定科目ごとの会計方針の選択とすることが考えられるがどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 34 項から第 36 項に記載した事務局提案について、ご意見をお伺いしたい。

## 貸手の会計処理

### (企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における議論)

37. 第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会においては、(1) 現行のリース適用指針における貸手の重要性が乏しい場合の取扱い（本資料第 6 項参照）、(2) IFRS 第 16 号及び Topic 842 においては同様の取扱いが設けられていないこと、並びに(3) 収益認識に関する会計基準において、財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が 1 年以内であると見込まれる場合には、重要な金融要素の影響を調整しないことができる取扱い<sup>4</sup>が設けられていることをご説明した上で、現行の取扱いを踏襲するかどうか及び収益認識会計基準との整合性を図るかどうかについて、ご意見をお伺いした。
38. 第 463 回企業会計基準委員会及び第 102 回リース会計専門委員会においては、貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合で、販売益がリース料に占める割合に重要性が乏しい取引の便法は不要なのではないかとする意見が聞かれた。

### (事務局の提案)

39. 貸手については、基本的に修正を行わない方向で検討を進めているため、次の現行の簡便的な取扱いを引継ぐことが考えられるがどうか。
- (1) 貸手の制作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合の処理（本資料第 6 項(1)）
  - (2) 貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の

<sup>4</sup> 収益認識に関する会計基準第 58 項

取扱い（本資料第6項(2)）

40. なお、第106回リース会計専門委員会においては、前項(1)の取扱いは、収益認識基準において割賦基準が廃止されていることから、本定めを引き継ぐことを再検討すべきとするご意見が再度聞かれた。貸手に関する開発の方向性において、収益認識基準との整合性を図ることとしており、本取扱いは踏襲しないことも考えられるが、販売益を算出する必要がない本取扱いは、実務における負担に対応するものであり、販売益がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合のみに選択できるものであることから、本取扱いを踏襲することとする提案を変更しないことかどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第39項から第40項に記載した事務局提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

## 別紙 第106回リース会計専門委員会で聞かれた意見

### 改正リース会計基準において数値基準による簡便的な取扱いを定めることの是非

1. 財務諸表利用者の投資判断に影響を与えないような、全体として資産に対する重要性が乏しいリースについては、数値基準による重要性の定めにかかわらず現行の賃貸借処理が継続できることを明らかにするため、IFRS第16号の結論の背景にあるような一般的な重要性に関する記載を行うべきと考える。

### 個々の重要性に関する定めを検討について

#### 借手の会計処理

##### (リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い)

2. 利子込み法は20年以上昔にできたものであり、金融商品会計基準では利息を定額法により配分する簡便法が認められているものの、会計基準の考え方としては時代遅れになっているのではないかと。
3. 利息相当額に関する定めは、実務に浸透しており、当該便法を踏襲しないことは負担の増加をもたらす。
4. 不動産リースとその他のリースでは明らかに金額レベルが異なることから、重要性の判断基準は、不動産リースとその他のリースを分けるべきではないかと。
5. 簡便法において不動産とその他のリースを区分する場合、借手の費用配分のあり方において単一モデルを採用するとする議論に遡った議論が必要となるのではないかと。
6. 単体財務諸表において重要性が乏しいかどうかの判断を行う際に連結財務諸表を基礎とした判断が行える等、単体財務諸表と連結財務諸表の判断を単一とする便法は、作成者の負担の軽減に資すると考えられるため、検討いただきたい。

##### (少額リース資産の簡便的な取扱い)

7. 選択肢として日本基準とIFRS基準ベースの両者が認められることは、選択の幅が広がり良いと考える。
8. 「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」の文中で使われている重

要性の意味は、一般的な重要性の意味と異なるため、誤解が生じるのであれば、より分かりやすい用語に書き換えたほうが良いのではないか。

9. 重要性の基準を定めても、すべての少額リースについて注記での開示が求められると作成者の追加的な負担の軽減につながらないため、開示についても考慮が必要である。
10. 今回のリース会計基準の改正は、特に不動産のオペレーティング・リースに大きな影響を及ぼすことから、事務負担等の観点からも、比率を基礎として使用権資産及びリース負債の計上を免除する定めを設けるべきと考える。

**(短期のリース取引に関する簡便的な取扱い)**

11. リース期間を解約不能期間に限定しないことにより不動産の普通貸借が短期リースの簡便的な取扱いの対象外となれば影響が大きいため、短期リースの判定におけるリース期間は解約不能期間に限定すべきと考える。

**貸手の会計処理**

12. 販売益を利息相当額に含めて処理できるという基準は 20 年以上昔にできたもので、収益認識基準により割賦基準が廃止されるなどの時代の変化を踏まえると、会計基準の考え方としては時代遅れになっているのではないか。

以 上